

屋外広告物講習会実施要領

1. 講習会の目的

屋外広告業を営む者の資質の向上を図るため、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させる。

2. 日時及び場所

- (1) 日時 令和9年1月20日(水) 10:00~16:00 (9:30 受付開始)
- (2) 会場 那覇市役所 12階 第1研修室A・B
- (3) 担当 那覇市都市みらい部都市計画課都市デザイングループ TEL:098-951-3246

3. 講習科目

(1) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

都市の美観・風致と広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方について一般的知識を修得させる。

(2) 屋外広告物に係る法令に関する事項

屋外広告物法の趣旨を周知徹底させるとともに、屋外広告物条例及び同規則等関係法令(建築基準法・道路法)の一般的知識を修得させる。

(3) 屋外広告物の施工に関する事項(一部免除あり。8.注意事項参照)

屋外広告物の種類ごとに材料、構造、設置方法等について一般的知識を修得させる。

4. 講習会当日

受 付	9:30 ~ 10:00	
開 会	10:00 ~ 10:10	
講 習 (1)	10:10 ~ 11:40	表示方法
昼 食	11:40 ~ 13:10	
講 習 (2)-1	13:10 ~ 13:20	法令(道路法)
講 習 (2)-2	13:20 ~ 13:40	法令(建築基準法)
講 習 (2)-3	13:40 ~ 14:20	法令(屋外広告物条例)
休 憩	14:20 ~ 14:30	
講 習 (3)	14:30 ~ 15:50	施工
閉会・修了証交付	15:50 ~ 16:00	

5. 受講手続き

期間:令和 8 年 8 月 3 日(月)から令和 8 年 10 月 30 日(金)までに、受講申込書により申込みを行う。

申込方法:屋外広告物講習会受講申込書(第 28 号様式)に記入し、窓口又は郵送、メールにてご提出ください。メールでの申込みは、下記メールアドレスより申込みをお願いします。

メールアドレス:T-TOSI001@city.naha.lg.jp

6. 受講料

受講料:2,000 円

申込を受けてから、令和 8 年 11 月 1 日以降に納付書を郵送いたします。納付書に記載された納付期限内にお支払いをお願いします。なお、一度納付された受講料は還付しませんので、ご注意ください。

7. 修了証書の交付

- ・講習会修了者には、講習会閉会後に修了証書を交付いたします。
- ・欠席や途中退席等をした場合は、原則、修了証書を交付しません。

8. 注意事項

- ・所定の時間までに受付を済ませてください。
- ・規定の受講内容は、すべて受講してください。(一部免除あり)
- ・次の資格を有する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の受講が免除されます。受講申込みの際、その資格を証する書面の写し(A4 判)を添付してください。
 - (1) 建築士法第2条第1項の建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法第2条第4項の電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法に規定する職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定に合格した者又は職業訓練の課程を修了した者であって、帆布製品製造取付けに係るもの
- ・遅刻や早退などの場合、受講を認めない場合があります。
- ・車でのご来場はご遠慮ください。公共交通機関のご利用をお願いします。
(車でご来場された場合、駐車料金の免除等はございません。)
- ・昼食については、各自、昼休み時間内での対応をお願いします。また、ゴミ等は各自でお持ち帰りください。